

# 薬害肝炎訴訟を支援する会

## <東京ニュース>

薬害肝炎訴訟を支援する会・東京

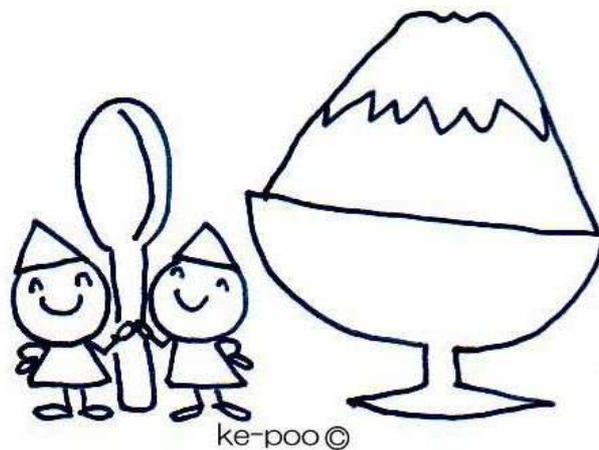
〒160-0022 東京都新宿区新宿1-24-2 長井ビル3階オアシス法律事務所

TEL : 03-5363-0138 / FAX : 03-5363-0139 / [kanenshien-tokyo@hotmail.co.jp](mailto:kanenshien-tokyo@hotmail.co.jp)



↑厚生労働省前での抗議行動の様子＝8月2日

写真撮影・岡山卓生



\*\*\*\*\* 名古屋地裁判決を終えて \*\*\*\*\*

名古屋訴訟原告 金田和子

7月31日名古屋地裁において第一陣原告9名に対しての判決期日が行われました。太陽が燦々と降り注ぐ真夏の暑さの中、支援者の皆様、各地の弁護団の先生、全国の訴訟を支える学生の会の皆様、そして、各地の原告の皆様、また、多くのマスコミの皆様、お集り頂きまして、本当にありがとうございました。14時に開廷され、裁判長からの主文言い渡しに、私はドキドキしながら聞き入りました。

判決は全面勝訴です。

指示警告義務違反での勝訴です。

フィブリノゲン製剤で感染した原告が、投与された時期を問わず、すべて線引きされずに救済されました。

今まで大阪、九州、東京（製薬会社に対して一部認められましたが）で棄却された第Ⅸ因子製剤のクリスマシンとPPSBニチャクが、名古屋で国と製薬会社に責任があると明確に認められました。

画期的な判決です。

報告集会の席で私は皆さんの前に立ち、会場を見渡しました。皆さんの顔が笑顔でいっぱいでした。私も嬉し涙で、思わず「皆さん、おめでとうございます！」と申し上げました。私は名古屋の原告のほとんどが救済されたことがとても嬉しいです。そして、この名古屋判決によって全国各地の原告さん全員が救済され、薬害で苦しんできたみんなの想いが報われることがもっとも嬉しです。

そして、この名古屋判決が、大きなステップとなり、この薬害問題が早期に解決できるきっかけになることが嬉しいです。

大阪、九州、東京で積み重ねてきた努力が名古屋で実った。そう思います。

みんなの勝訴です。

判決を頂き、これからが本当の正念場になります。

早期解決を願い、これからも原告として精一杯活動しようと思います。

最後になりましたが、ご支援を頂いている多くの皆様、本当にありがとうございました。

全国の弁護団の先生、本当にありがとうございました。

これからも、よろしくお願い致します。

\*\*\*\*\* 翻った3枚の旗～薬害肝炎名古屋訴訟判決 \*\*\*\*\*

薬害肝炎名古屋弁護団事務局長 堀 康司

「勝訴」「国・三菱ウェルファーマを四度断罪」「第9因子国にも責任」。

平成19年7月31日午後2時10分、原告らの勝訴を示す3枚の旗が、名古屋地裁前に詰めかけた多くの支援者の眼前で、力強く翻りました。

今回の判決では、フィブリノゲン製剤のみならず、第IX因子製剤についても、国と企業の双方の法的責任を認定しました。第IX因子製剤について国の責任を認めた判断は、今回が初めてとなります。また、責任時期についても、両製剤について1976年まで遡ると判断し、大阪・福岡・東京の3地裁判決と比較しても、もっとも幅広い時期における責任を認定しました。

こうした画期的判決を得ることができたのは、全国の原告さんが命を削りながら闘ったことの成果であり、その闘いを心から支えてくださった、多くの支援者の方による献身的な御尽力の賜物であると、あらためて感じています。この場をお借りして、心より御礼申し上げます。

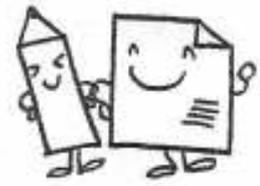
今回の判決において、裁判所は、肝炎の危険性の警告を怠った製薬企業の姿勢について「医薬品を使用する患者の安全を確保するという製薬会社の基本的責務に反したものであって、厳しい非難に値する」と述べ、厚生省が、製薬企業による製造方法の勝手な変更を助長したことについて「厚生行政の基本的責務を反したものとして、非難を免れることはできない」と述べ、国と企業の犯した義務違反の重大性について、極めて厳しい指摘を加えています。国と企業が法的責任を負うとの判断は、まさに揺るぎのないものとなりました。

しかしながら、柳澤伯夫厚生労働大臣は、8月3日の閣議後会見において「これまでの考え方を今変えるというような状況ではありません」と発言し、裁判所から指摘された法的責任を無視し、厚生省が犯してきた怠慢と向かい合う姿勢を示していません。

薬害肝炎訴訟の全面解決のためには、こうした無責任な姿勢を問い正すための行動がこれからも不可欠です。どうか最後までご支援下さい。ともにがんばりましょう。

＝7月31日、名古屋地裁前で  
勝訴の旗を掲げる名古屋弁護団





## 報告集会のアンケートから、一部ご紹介させていただきます。

※お名前は載せず、ご感想のみを掲載させていただきました。

- ★やっとなんか人の苦しみが分かり、国や企業にももの申す事のできる裁判官に出会えたと思います。今回の訴訟だけでなく、薬害に苦しむ全ての患者に力を与えるものだと思います。この判決をテコにさらに国や企業に解決を要求していきたい。
- ★原告（患者）一人ひとりの心の叫びが胸に響きました。これからいっそう支援していきたいと思っています。
- ★金田さんの「みなさんおめでとうございます」という言葉にぐっときました。名古屋のこのすばらしい判決は、すべての原告の皆さんの努力の結果だと思います。「みんなが救われる」。その日が必ずくる、そう思いました。
- ★みなさま、大変努力されたと思いました。皆さまで協力して頑張りましょう。
- ★厚生労働省という行政が、もし身内に原告団と同じ症状の人がいたら「子供の遣い」的発言ができるのだろうか？行政は集団的ガキ大将思想である。原告の皆さまの、いつの間にか高揚してしまう姿に私は何も考えられず、もらい泣きし、感動している。弁護団並びに支援する会の皆さまの暖かい励ましをつくづく感じたときでした。
- ★私は輸血によるC型肝炎のキャリアです。いつ肝硬変、肝ガンになるかわかりません。薬害の方達の勝利は私たち、次につづくキャリア達の曙光でもあります。金も力もありませんが、今後とも応援していきたいと思っています。

## 名古屋判決後の東京行動

— あともう一步、みんなの力で押し切ろう！ —

江川守利（東京世話人）

7月31日の名古屋判決は、製剤承認時から責任を認め、第9因子製剤も国・企業の責任を認める画期的な判決でした。

名古屋判決を受けて東京では、8月1日、2日と国会要請を原告団、弁護団、支援者で行いました。また、2日の午後5時から厚生労働省正門前で抗議行動を行い午後6時30分からは弁護士会館で報告集会を行ないました。残念ながら2日のは厚生労働大臣の面会は出来ませんでした。原告さんたちの意気は大変あがり厚生労働省に向かって力強い訴えをしていました。抗議行動には、先日の参議院選挙で当選した薬害エイズ原告の川田龍平さんも応援に駆けつけてくれました。

8月24日は薬害根絶デー、9月7日は仙台判決です。いよいよ大詰めです。あともう一步です。みんなの力で解決へ向けて押し切りましょう！

## 仙台判決案内

\*\*\*\*\* 仙台判決の意義について \*\*\*\*\*

薬害肝炎全国弁護団代表 鈴木利廣

大阪、福岡、東京、名古屋と続いた薬害肝炎地裁判決の「取り」として、9月7日（金）午前10時、仙台地裁判決の言渡が行われます。

全国原告団と全国弁護団は、名古屋判決（7月31日）から仙台判決控訴期限（9月21日）までの53日間を、第5波全面解決行動に位置づけています。

この間には2つの判決後行動があり、参院選後の政界状況を踏まえ、臨時国会も開催されます。

臨時国会では、民主党が薬害肝炎問題解決のための法案を提出すると宣言しました。

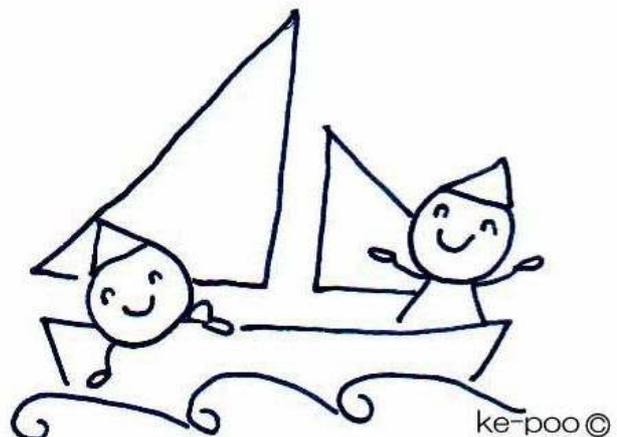
8月24日（金）には、一日「薬害根絶デー」行動があり、薬害被害者団体（薬被連）、実行委員会や各薬害訴訟支援グループ、薬害対策弁護士連絡会（薬弁連）の他、薬害肝炎全国原告団も予定の行動計画を実行します。

仙台判決が、国・厚労省と被告製薬企業に責任を認めて謝罪させるための最後の決定的な武器です。

司法が行政と企業の法的加害責任を何度認めても、被告らには反省のかけらもありません。最高裁まで争い、被害を放置し続ける被告らの姿勢に対し、正義と人権を実現する手だてはないのでしょうか。

それでも、全国原告団は5度目の判決言渡に立ち会い、政府・厚労省や被告企業に抗議し、議会に要請する行動を行います。

多くの方々のご支援をお願いする次第です。



— 東京地裁第2陣の期日報告 —

弁護士 後藤真紀子

本日(7月17日)、東京地方裁判所にて、第二陣の口頭弁論期日が開かれ、原告ら及び被告国の意見陳述が行われました。

あいにく小雨が降っていましたが、弁論前集会には原告、弁護団のみならず、たくさんの支援者、学生のみなさんが来てくださいました。今日は、九州から原告団代表の山口美智子さんも駆けつけ、6月25日の官邸前行動とその前後の情勢、今日の東京地裁の弁論期日がとても重要であることなどをお話しされ、私たち東京原告団・弁護団に激励の言葉をいただきました。

午後1時30分から103号法廷で開かれた弁論期日は、3月23日の東京判決では判決の対象とならなかった第二陣原告の期日です。

まず、原告番号24番さんが、意見陳述をしました。24番さんは、初めてのお産のときに、急に出血してしまい、その時にフィブリノゲン製剤の投与を受け、肝炎に感染しました。残念ながら死産となってしまい、その深い哀しみの中、肝炎のため、日々新しい命の生まれる病院に入院し続けなければならなかったのです。その時のことを思い出し、抑えきれない思いに時に言葉を詰まらせながら、当時のことを語りました。それでも、最後には、被告代理人の方をしっかりと見つめ、過ちを認めて謝罪して欲しい、一日も早い解決を、と強く訴えました。

弁護団からは、石井、伊藤、松井、関口各弁護士及び後藤の5人が、非A非B型肝炎の予後の重篤性、フィブリノゲン製剤の危険性、フィブリノゲン製剤の有効性、フィブリノゲン製剤の有用性と被告らの責任、第IX因子複合体製剤の各論点について、3月23日の東京判決を踏まえ、原告らの主張の概要について意見陳述しました。

第一陣の裁判は、既に控訴審に移っており、7月初旬に控訴理由書を提出したところです。そこで、第二陣の新しい裁判官にも、その内容を理解してもらうために、意見陳述を行いました。

裁判後は、報告集会、記者会見、進行協議に分かれました。私は、進行協議期日に出席していたので、報告集会の詳細は直接はわかりませんが、懇親会での原告のみなさんのお話では、初めての傍聴だったという学生や支援者の方が大勢いらして、全員が今日の感想を述べてくれたそうです。新たな支援の輪が広がっていくことを期待しています。

(東京弁護団・後藤真紀子) [kanenrelay.exblog.jp](http://kanenrelay.exblog.jp) より承諾を得て一部転載

薬害肝炎訴訟 リレーブログ B型・C型肝炎患者の早期全面救済を！

## これまでの主な活動

### 2007. 7月

- 13日 大阪訴訟弁論（第一陣・高等裁判所）
- 17日 東京訴訟弁論（第二陣・地方裁判所）で意見陳述
- 20日 大阪訴訟弁論（第二陣・地方裁判所）
- 31日 名古屋訴訟判決（地方裁判所）

### 2007. 8月

- 1日 要請行動（厚労省・国会議員・官邸等）
- 2日 要請行動  
厚労省前抗議行動  
報告集会

## 薬害根絶デーのご案内

# 8月24日(金)は「薬害根絶デー」です!

原告・弁護団・支援する会の一致団結を深めましょう!!

### <8月24日(金)薬害根絶デー行動予定>

- 10:30~11:15 有楽町マリオン前街頭宣伝
- 11:45~12:55 厚生労働省前リレートーク
- 13:00~13:30 厚生労働省前庭・碑の前行動
- 15:00~17:00 星陵会館にて集会
- 17:30~18:30 赤坂見附街頭宣伝

☆運営のため資金が必要です。カンパにご協力下さい☆

東京都民銀行東新宿支店 普通 4033589

薬害根絶デー実行委員会会計中川素充（ナカガワモトミツ）

## 支援する会・東京 総会報告

7月1日(日)午後1時より午後4時まで、高田馬場の新宿区役所戸塚特別出張所で総会が開催されました。

参加者は17名でした。

まず、活動経過報告が行われ、現在の情勢、裁判傍聴活動、学習会、地域活動・自治体決議運動、署名、団体要請、薬害根絶デー、ニュース・ホームページ、集会・抗議行動、不買運動、会員拡大など組織活動について議論されました。原告、支援者、弁護士が一体となって気持ちを1つにしてやっていくことの重要性についての意見などが出ました。

総会のプログラムとして、原告の意見を聞く会を設け、原告34番さんの体験を聞き交流しました。出産直後の体験、裁判を起こすことへのためらいなど、貴重なお話しが聞けました。

### 議論して決定された活動方針は以下の通りです。

- 1 原告団、弁護団と一体となって総理、厚労省、国会、企業等への様々な要請行動、抗議行動等を行う。
- 2 裁判傍聴活動を行い、原告を激励し、傍聴席を満席にし、報告集会・懇親会などで交流して連帯を広め社会にアピールする。
- 3 職場、地域、学園で、学習会、講演会等を多数開催し、原告の被害の訴え、裁判の内容などを学習し、支援者を増やし社会にアピールする。
- 4 各地で、地域密着型の個性豊かな地域支援活動を行う。自治体決議運動などにも取り組み、マスコミ報道も追及し地域での世論を形成し、地元から政治へ圧力をかける。支援会が結成されていない空白地域をなくす。
- 5 患者会、薬害被害者団体、その他諸団体と交流しながら、薬害肝炎問題を社会に広く訴えていく。特に薬害イレッサとの連携は引き続き強める。薬害根絶デー、薬害根絶フォーラムに取り組む。さらに多くの団体などへ働きかけを強める。
- 6 ニュース、ホームページ、メーリングリストなど様々な媒体で、社会にそして原弁支への情報提供を活発にする。
- 7 不買運動、署名活動に取り組む。
- 8 組織拡大、強化 会員を1000名に拡大する。自分の問題として準当事者的に動く人を増やし、組織を強化する。

会計報告は別紙の通りです。

# 薬害肝炎訴訟を支援する会・東京 2006年度会計報告

(2006年4月1日より2007年3月31日まで)

2007年7月1日

## 収入の部

前年度繰越金	銀行	12,868
	郵便	32,978
	現金	6,580
会費及びカンパ	銀行	75,643
	郵便	915,600
	<u>合計</u>	<u>1,043,669</u>

## 支出の部

印刷・コピー代	11,686	
要請等交通費	52,130	
会場費	39,920	
事務費	86,025	
払込取扱票	35,700	
のぼり・ポール代	64,659	
メール便代金	432,915 (支援する会ニュースの発送)	
コピー代金	119,410 (オアシス法律事務所でのコピー) 11941枚(1枚10円)	
	<u>合計</u>	<u>842,445</u>

次年度繰越金	銀行	88,511
	郵便	73,155
	現金	6,580
	<u>合計</u>	<u>168,246</u>

なお、4月以降は会費及びカンパの入金が、郵便が152,478円、銀行が51,000円で合計203,478円です。(郵便は6月25日現在、銀行は6月29日現在)

2006年度はニュース等の発送を11回行いました。

会計業務は適正に処理されていました

会計監査

藤 伊 知 郎 (藤)

## 各地の支援する会から

新しく立ち上がった支援する会。各地で皆さんの仲間が増えています。

### ■薬害肝炎訴訟を支援する会・千葉

7月31日、名古屋判決が出ました。私は三重県の病院で感染したこともあり、名古屋の判決がとても気になっていました。東京判決は、勝利といっても何か不満の残る結果でしたが、名古屋での判決は、投与製剤の種類・時期を問わず、国と企業の責任を認めたもので、前進した結果にとっても嬉しく思いました。本当に、支援の皆さんの今までのご協力があったからこそと思っています。いつもありがとうございます。私が仕事のため参加できなかった東京での報告集会に、「支える会・千葉」のメンバーが参加してくれ、その報告をすぐメールで流して下さったことにより、情報を共有することが出来ました。皆さん支えが、また頑張ろうという気持ちを引き出してきてます。

千葉から、「支える会・千葉」の皆さんと早期解決をめざして頑張ります。

(東京原告 久野郁子)

[支援する会・千葉 今後の活動予定]

#### 1. 地方議会決議要請

9月議会にむけて、船橋市・市川市・松戸市・柏市・流山市・鎌ヶ谷市・習志野市・八千代市・市原市に、議会決議要請を行います。

#### 2. 薬害根絶デーへの参加

#### 3. 病院・診療所単位での学習会を行う

9月1日(土) 薬剤師さんのなかで学習会予定

#### 4. 医療講演会の中で支援要請を行う

9月8日(土) 浦安市民プラザ WEVE101

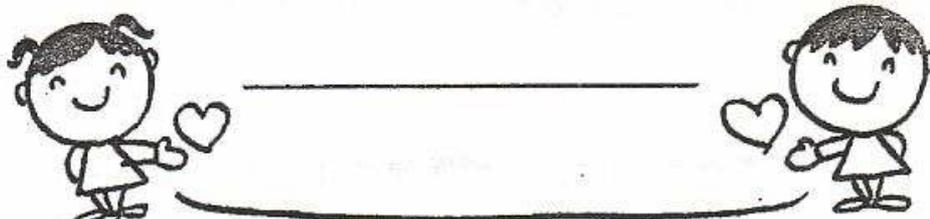
10月28日(日) 君津中央病院

#### 5. これからの定例会議

8月29日 19:30～ 船橋東部公民館 3階

9月21日 19:00～ 場所未定

10月25日 19:00～ 場所未定



## ■薬害肝炎訴訟を支援する会・新潟

新潟では、大変熱く、活発な支援活動が行われています。7月29日には「薬害肝炎チャリティライブ」が行われました。皆さんの心のこもったすばらしいライブでした☆

ライブの報告を、原告の平井要さんよりいただきました！

新潟支援の会も結成8ヶ月になります。思えば今年正月3日の日、事務局長をやってもらっている藤田さんから「新聞を見た。新潟にも支援者を集め、支える会を作ろうと思う」という話を頂き、有難く御言葉に甘えました。

発足の集会、準備、寒い中での街頭宣伝。東京での裁判判決の応援。判決後の報告集会での「これからだ」との決意表明等、原告の私があきれほどの精力的な動きに感謝の気持ちでいっぱいです。

判決後はマスコミの取り上げ方も少なくなり、一般の人の関心もうすれました。でも、何も解決はしていない、進んでもいません。そこでこちらから何かメッセージを発信しなければ忘れられてしまう、「そうだ音楽ライブをやろう」という発想でチャリティライブを行いました。スポンサー探し、会場の手配、備品の購入、バンドの手配、ボランティアの確保、みんな手分けして準備してくれました。当日は天候、天災（中越沖地震）、選挙当日という事もありマスコミの取り上げ方が少なく、また人の出も少なかった為、大成功とは言えませんが、何かする事に意義があるのだと考えています。大勢の人が応援してくれています。

（東京原告19番 平井 要）

## ■薬害肝炎訴訟を支援する会・茨城

7月22日、「薬害肝炎訴訟を支援する会・茨城」が設立されました。

5月26日の立ち上げ準備会から、参議院選挙の期日変更、名古屋判決と時期が重なった為、設立日が早まり、準備に携わって下さった支援の皆様には、大変忙しい思いをさせてしまいました。当日は、午前中に支援する会・東京のミーティングが行われた為、全国原告団団長の山口美智子さんも出席され、又、神奈川、千葉、埼玉など各地の原告さんも応援に駆けつけて下さり、集会が大変盛り上がりしました。

ビデオ上映、原告の訴えなどは、何度も見たり聞いたりしているのですが、新たな涙がながれ、その理不尽さに本当に憤りが湧いてきました。グループディスカッションでは、原告になれそうな方も現れ、患者会の方々の地元ならではの話しなど聞く事が出来、この日一日、有意義な時を過ごす事が出来ました。

支援の皆様、ありがとうございました。設立されたばかりで活動はまだこれからですが、今後ともご支援よろしくお願い致します。

（東京原告17番）

## ■薬害肝炎訴訟を支援する会・神奈川

7月31日の名古屋判決では原告ほぼ全員の勝訴を勝ち取る事ができました。この判決が、3地裁において棄却された原告にとってどんなに力強い励みになり又解決に向かって大きな前進になる事であるか 私は東京判決で、国や製薬会社の責任を認めて貰えなかった 原告一人一人の顔を思い出し、彼ら彼女らがどんな顔で、この判決を聞いているか 想像するだけで嬉しくてたまりませんでした。私達神奈川県に住む原告にとってもこれからの活動に張り合いがでてきます。そこで神奈川支援の会のお知らせです。今回で2回目となるこの会は神奈川県内に住む原告達を中心にした支援の会です。肝炎患者同士の交流、又薬害肝炎訴訟の理解を深める為の会です。神奈川在住の方もそうでない近郊にお住まいの方も どうぞお出かけください。当日は原告の被害の訴えも予定しています。沢山の方の参加をお待ちしています。よろしくお願ひ致します。 (東京原告 浅倉 美津子)

[支援する会・神奈川 次回ミーティング日程]

日時：8月19日(日) 11時～12時 川崎駅東口にて街頭宣伝

13時～15時頃 ミーティング

※ミーティング会場：ミュージア川崎シンフォニーホール内、会議室3

(神奈川県川崎市幸区大宮町1310 JR川崎駅より徒歩2分)



↑「薬害肝炎訴訟を支援する会・茨城」設立総会の様子(応援に駆け付けた原告 久野郁子さん)  
=7月22日、つくばインフォメーションセンターにて

# 薬害訴訟を支える東京学生の会 HEARTS



## 名古屋判決に行ってきました♪

お久しぶりです、HEARTS 元代表の山本麻衣子です。去る7月31日に、名古屋地裁に行ってきました。

真夏の太陽の下、全国各地から原告・弁護士・学生などの支援者が集まる名古屋地裁前は判決言い渡

し前から活気に満ち溢れていました。もちろん傍聴席も抽選で、法廷に入りきらなかった支援者は2時の開廷時刻を地裁前で迎えました。2時10分頃でしょうか、裁判所から名古屋の弁護士3名が上の写真の紙を持って走ってきました。内容は『勝訴』、『国・三菱ウエルファーマ四度断罪』、『第9因子国にも断罪』。弁護士の先生も紙を持ちながら嬉し涙を流しており、後から法廷から出てきた弁護士の先生、原告さんたちも皆とびきりの笑顔を見せていたのをよく覚えています。報告集会でも今までの判決と違い、山口さんをはじめ全ての原告さんが本当に嬉しそうな顔をして話をされていました。『よかったね』、『おめでとう』、そんな言葉と笑顔が原告さんや支援の学生たちから聞けるなんて、他の判決では考えられなかったことですね。判決の後に楽しい懇親会があったのもまた、初めてのことだったと思います。

今回は、全国5地域全てから学生が集結しました。東京は私だけでしたが、仙台から2名、九州からも代表が1名、大阪は試験期間の合間を縫って15名、そして名古屋は数多くの1年生を含め20名近くの学生がいたかと思います。薬害肝炎の被害者・原告・患者は全国各地にいるということ、そして同じ目的を持った学生の仲間が全国各地にいるということを感じてこれからも全国の絆を強めていってほしいと思います。

**仙台**の判決言い渡しが9月7日にあります♪今回の名古屋判決が追い風となって、こちらも良い判決になると思いますので皆さん注目ですね。

**東京**での HEARTS の活動としまして、今月の薬害根絶デーに向けての準備や、来月のやくつどとの企画などがあります。乞うご期待♪  
以上、山本麻衣子でした



## 次回東京訴訟のご案内

**次回の東京期日は地裁・高裁ともに未定です。  
日程が決まり次第ご案内いたします。**

## 今後の予定

<支援する会ミーティング>

以下の日程でミーティングを行います。どなたでも参加できます。

- 8月19日（日） 13:00～15:00頃  
ミューザ川崎シンフォニーホール内、会議室3  
（神奈川県川崎市幸区大宮町1310 JR川崎駅より徒歩2分）

☆今回は「支援する会・神奈川」と合同でミーティングを行います☆

☆下記のブログで支援する会の情報をご覧頂けます！

「薬害肝炎訴訟・東京の部屋」

[http://blog.livedoor.jp/kanen\\_tokyo/](http://blog.livedoor.jp/kanen_tokyo/)

ブログのQRコード



### 振り込み口座

#### 〔郵便振替口座〕

口座番号：00160-0-665642

口座名義：薬害肝炎訴訟を支援する会・東京

#### 〔銀行口座〕

三菱東京UFJ銀行 渋谷支店 普通貯金

口座番号：3284735

口座名義：薬害肝炎訴訟を支援する会・東京 世話人 小松雅彦

---

入会およびその他当会に関するお問合せは、下記連絡先までご一報下さい。

### 薬害肝炎訴訟を支援する会・東京

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-24-2 長井ビル3階オアシス法律事務所内

TEL 03-5363-0138/FAX 03-5363-0139

[kanenshien-tokyo@hotmail.co.jp](mailto:kanenshien-tokyo@hotmail.co.jp)

